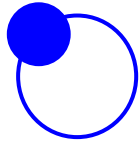


ケーススタディ 公益信託の取組事例

三井住友信託銀行株式会社
個人資産受託業務部

- 平素より三井住友信託銀行をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
- 本日は、公益信託の制度概要や取組事例のご紹介をいたします。
- お役に立つ情報のご提供ができることを心より願っております。
ご不明な点やご要望など、お気軽にお申し付けいただけますと幸甚に存じます。

公益信託 ケーススタディ1



化学分野の基礎研究の発展に寄与することを願い基金を設立

顧客属性

- ✓ 70歳代
- ✓ 女性、一人暮らし

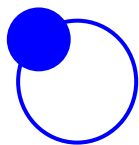
相談内容

- ✓ 学生時代、理学部化学科に入り、放射化学研究室に所属し、指導教授から大学院に行くよう薦められたが、父が高齢であったためこれ以上の経済的な負担をかけることは出来ないと、断念した。
- ✓ このような経験から、自分が関わった研究をさらに深めたい・極めたいという思いが強い大学院生を対象に奨学金を支給し、経済的負担を少なくしてあげたい。

エピソード

- ✓ 寄付先として研究機関を検討していましたが、知人より奨学金給付を事業とする公益財団の設立について話を聞く機会があり、顧客から当社に公益財団設立に関する質問がありました。
- ✓ 比較的小規模な財産でも社会貢献できる公益信託の特徴に興味を示し、公益信託の基金設立に至りました。

公益信託 ケーススタディ2



「会社創業者であった亡夫の名誉となる使い方をしたい」、脳・神経系の難病に関する基礎及び臨床研究に対して自分の財産を役立てたいとして基金を設立

顧客属性

- ✓ 法人（資産管理会社）

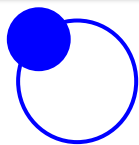
相談内容

- ✓ 夫が亡き後、後継者不在のためM&Aで会社を売却した。
- ✓ 売却資金は「亡夫の名誉となる使い方をしたい」と考え、財団法人か公益信託のどちらかを設立して社会貢献を行いたい。

エピソード

- ✓ 相談当初は、研究機関への寄付や財団の設立を検討していました。
- ✓ 財団法人と異なり法人登記や事務所の設置、専任職員の配置などが不要な公益信託であれば、比較的小規模な財産でも設立が可能で、かつ、公益信託の設立に伴う各種手続きを信託銀行が行っていく点を好感し、公益信託の基金設立に至りました。
- ✓ 基金名には、亡き夫の名前を冠しています。

公益信託 ケーススタディ3



大阪府内の美容師養成施設で学ぶ学生を経済的に支援したいとして基金を設立

顧客属性

- ✓ 70歳代、男性
- ✓ 業務用ヘア化粧品の総合メーカーの元役員

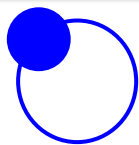
相談内容

- ✓ 昼間、美容室で働く美容専門学校生徒が、経済的に困窮している。
- ✓ 永年従事していた美容業界の将来を担う若者に対して支援を行いたい。

エピソード

- ✓ 相談当初より、美容専門学校の生徒たちへ支援をしたいと考え、その支援の方法について弊社に相談がありました。
- ✓ 美容専門学校に在籍する生徒たちへ奨学金を給付する奨学基金の設立は弊社で初めてでしたが、主務官庁とも相談をしながら基金を設立することが出来ました。
- ✓ 委託者さまの想いに賛同し、美容業界に従事する方々から毎年寄付を受けています。

公益信託 ケーススタディ4



世界に誇る日本無形文化財である「能」を継承する団体・個人の方々に自分の財産を役立てたいとして基金を設立

顧客属性

- ✓ 70歳代、女性
- ✓ お茶の先生
- ✓ 夫婦で伝統芸能を鑑賞することが趣味

相談内容

- ✓ 能を継承する為の次世代の育成及び室町時代から伝わる面、衣装、書籍、能舞台等々、かけがえの無い文化財の保護、維持には経済的負担が大きい。
- ✓ 伝統芸能分野に自分の財産を役立てたい。

エピソード

- ✓ ご主人さまが、ご存命中、お二人で伝統芸能への「寄付」を考えられていましたが実現しませんでした。
- ✓ 文楽、長唄などの活動団体へ寄付することも検討しましたが、夫婦で頻繁に鑑賞していた「能楽」に助成したいとの意向を受け、能楽の普及活動、人材育成、保存、調査研究などに対して助成する基金を設立しました。

- ✓ 本日、ご紹介した取組事例はほんの一例です。
- ✓ 三井住友信託銀行は、お客さまの想いを実現するためのお手伝いをいたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

最後までご清聴いただき、
誠にありがとうございました。

- 本商品は、社会貢献を目的とした信託であり、拠出いただいた信託財産をお客さま（委託者さま）が受け取る運用商品ではございません。
- 信託元本および信託期間中の収益金が、公益信託の目的に則した受給者（助成先）などへの助成金として給付されます。
- 公益信託は、信託期間の満了、信託財産の消滅、信託目的の達成または達成不能によって終了します。委託者さまは、信託を解除できません。
- 信託を終了した際に残余財産がある場合は、国・地方公共団体、公益法人、公益信託のほか公益を目的とする類似の事業を行うものに寄付することとなりますので、委託者さまの手元には戻りません。
- 給付事業および付随する事務の処理に伴う費用項目は、個々の信託契約により定められますが、当該費用については信託財産から支払われます。
 - 運営委員会などおよび信託管理人の経費
 - 広告費、渉外費用
 - 送金手数料
 - 授賞式などの経費
 - そのほか、信託管理人の承認を得た費用
- 公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めた上、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えない金額とします。